一般社団法人　日本認知症本人ワーキンググループ

JDWG(http://www.jdwg.org/)

認知症になってから希望と尊厳をもって暮らし続ける事ができ、よりよく生きていける社会を創りだしていこう

法人概要　　平成29年9月29日設立　　理事：藤田和子さん

＜活動目的＞

認知症とともに生きる人が、希望と尊厳をもって暮らし続けることができ、社会の一員としてさまざまな社会領域に参画・活動する事を通じて、よりよい社会をつくりだしていくこと。

＜設立に至る歩み＞

2010年前後から、認知症になった私たちが、体験や思い、希望を語る活動をそれぞれが始める。

2014年10月　目的を同じくする仲間が集まり、日本認知症ワーキンググループを結成。

2017年9月　活動を持続発展させていくために、一般社団法人　日本認知症ワーキンググループを設立。（英文名は、Japan Dementia Working Group, 略称：JDWG）

“希望宣言”と“本人ガイド”

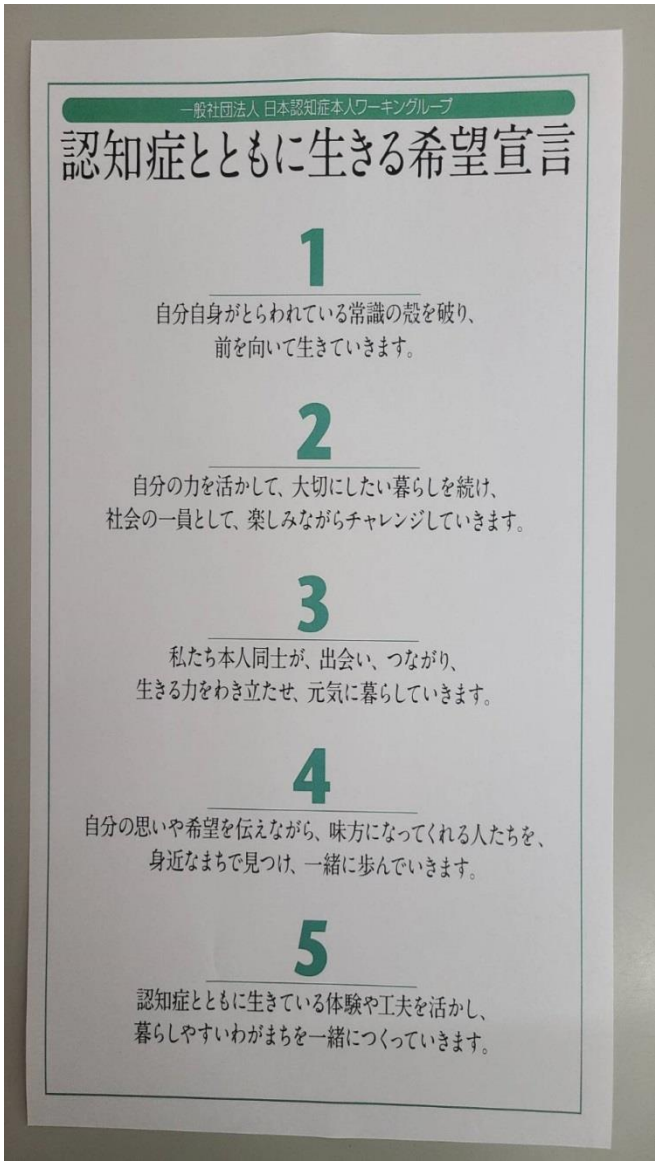

一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ

認知症とともに生きる希望宣言

1

自分自身がとらわれている常識の殻を破り、
前を向いて生きていきます。

2

自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、
社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。

3

私たち本人同士が、出会い、つながり、
生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。

4

自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、
身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。

5

認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、
暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

日本認知症本人ワーキンググループ

ホームページから
ダウンロードできます。

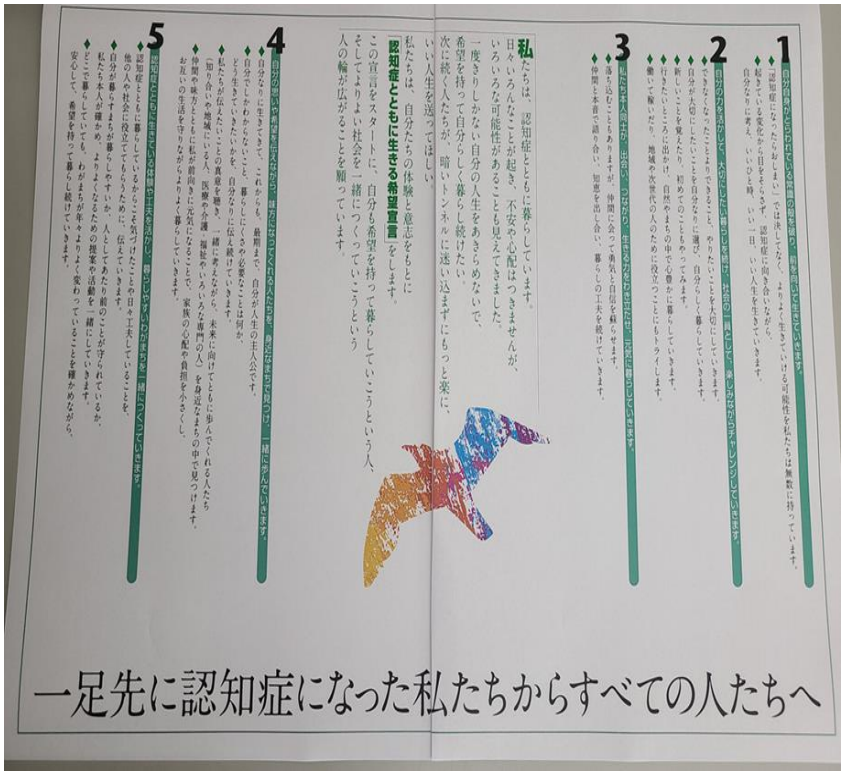

私たちは、認知症とともに暮らしています。
日々いろんなことが起き、不安や心配はつきませんが、
いろいろな可能性があることも見えてきました。
一度きりしかない自分の人生をあきらめないで、
希望を持って自分らしく暮らし続けたい。
次に続く人たちが、暗いトンネルに迷い込まずにもっと楽に、
いい人生を送ってほしい。
私たちは、自分たちの体験と意志をもとに
認知症とともに生きる希望宣言をします。
この宣言をスタートに、自分も希望を持って暮らしていこうという人、
そしてよりよい社会を一緒につくっていこうという
人の輪が広がることを願っています。

1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きています。
- 「認知症になったらおしまい」ではなく、よりよく生きていける可能性を私たちは無数に持っています。
- 続きている変化から目をそらさず、自分なりに考え、いいと思ったことを、いい一日、いい人生を生きていきます。

2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 自分が大切にしたいことをできること、やりたいことを大切にしていきます。
- 新しいことを覚えたり、初めてのことをやってみます。
- 行きたいところへ出かけ、自然やまちの中で心豊かに暮らしていきます。
- 働いて稼いだり、地域や次世代の人のために役立つことにもトライします。

3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- 落ち込むこともありますが、仲間に会って勇気と自信を蘇らせます。
- 仲間と本音で語り合い、知恵を出し合い、暮らしの工夫を続けていきます。

4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 自分なりに生きるためで、これからも、最期まで、自分が人生の主人公です。
- 自分でしかわからないことを、自分らしくくらせる必要なことは何か、どう生きていきたいかを、自分らしくこだわり続けていきます。
- 私たちが伝えたいことの真意を聴き、一緒に考えながら、未来に向けてともに歩んでくれる人たち（仲間や味方とともに私が前向きに元気になることで、家族の心配や負担を小さくし、お互いの生活を守りながらよりよく暮らしていきます。）を身近なまちの中で見つけます。

5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。
- 認知症とともに暮らしているからこそ気づけたことや日々工夫していることを、他の人や社会に役立ててもらうために、伝えていきます。
- 自分が暮らすまちが暮らしやすいか、人としてあたり前のことが守られているか、私たち本人が確かめ、よりよくなるための提案や活動を一緒にしていきます。
- どこで暮らしていても、わがまちが年々よりよく変わっていることを確かめながら、安心して、希望を持って暮らし続けていきます。

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

本人にとってのよりよい暮らしガイド

一足先に認知症になった私たちからあなたへ

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

※1「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味

※2「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

＊認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。

＊生活上の困難が生じた場合でも、住所化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていく事で極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続ける事ができる社会を目指す。

＊運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせる事ができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法　診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

認知症の人や家族の視点の重視

①普及啓発・本人発信支援

・企業・職域での認知症ｻﾎﾟｰﾀｰ養成の推進
・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開
等

②予防

・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
エビデンスの収集・普及
等

③医療・ケア・介護ｻｰﾋﾞｽ・介護者への支援

・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
・家族教室や家族同士のピア活動等の推進
等

④認知症バリヤフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
・企業認証・表彰の仕組みの検討
・社会参加活動等の推進
等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

・薬剤治験に即応できるコホートの構築
等

診断される前に、やっておきたいこと

1. 加入している生命保険・医療保険の既約を確認する

2. 認知症保険を検討する（加入は発症前）

3. 資産凍結対策を講じる

4. エンディングノートを記載する
（病気に関係なく全ての人が対象）

5. 遺言書を作成する

6. 身のまわりの整理をする

診断される前に、やっておきたいこと

1. 加入している生命保険・医療保険の既約を確認する

保険会社の生命保険に加入している場合は、自分の保険が
認知症に対応しているか、規約を確認しましょう。
認知症によって介護が必要になった状態が一定期間続くと
一時金や年金が受け取れる「介護特約」が一般的です。
また、「高度（重度）障害」が認められると、「高度障害保険金」を
受け取れる可能性もあります。

診断される前に、やっておきたいこと

2. 認知症保険を検討する

最近は、さまざまなタイプの「認知症保険」が出回っています。
給付金の支払い方法により、認知症と診断されて治療が
必要になった時に一時金が支払われる「一時金型」と、
一定額が年金形式で給付される「年金型」があるほか、
認知症の人が事故で第三者に損害を与えた際に支払われる
「損害補償型」もあります。

診断される前に、やっておきたいこと

2. 認知症保険を検討する

認知症損害保険のポイント

離れて住む 親も補償される	認知症の親が事故を起こし、法的責任を負えない場合は、同居している配偶者や子だけでなく、別居している子供も監督義務者として賠償責任を問われる可能性がある。そのため、別居の親族でも補償の対象となった。
多くの場合、 家族全員が カバーされる	一人が損害賠償保険に入っていれば、家族全員がカバーされ、賠償金が保証されるものが多い。補償額の上限は会社や保険によっても異なるが、1，000万円から無制限まで。
単体では 発売されない ものが多い	一部の会社で単体の商品を出しているが、ほとんどが自動車保険、火災保険、クレジットカードの「特約」となっている。

診断される前に、やっておきたいこと

2. 認知症保険を検討する

どんな時に保険が適応されるのか

漏水してしまった！	集合住宅で水を止めるのを忘れて漏水、階下の部屋に被害を与えてしまった場合も、保険金が支払われる。保証金は損害状況による。
万引きをした！	認知機能の低下から万引きをしてしまった場合、裁判になっても執行猶予が付くことが多いが、店側が営業妨害や送品が破損したなどの理由で損害賠償金を請求してきたときは、保険から賄うことができる。
他人にケガを負わせた！	相手のケガの程度に応じて、保険金が支払われる。万一相手が死亡してしまった場合も、「無制限」の個人賠償損害保険に加入していれば、保険会社が負担してくれる。
家事を起こしてしまった！	家事により自宅が燃えてしまった場合、損害状況に応じて、保険金が支払われる。さらに、認知症の介護に気を取られた家族による不始末の場合も、保証される。
裁判になった！	認知症の人がトラブルを起こして裁判になった場合、裁判費用もすべて保険会社に請求することができる。
車で事故を起こした！	認知症の有無にかかわらず、車で事故を起こした場合、自賠責保険は必ず支払われる。ただし、自動車保険に付帯している個人賠償責任保険は、被害者への保証はされても自分の損害には支払われない。